新しい定款認証制度

平成３１年1月２１日
司法書士　武田則昭／京都

公証人法施行規則に次の一条を追加され、平成３０年１１月３０日施行されました。

公証人法施行規則の改正により、定款認証を受ける際、嘱託は公証人に対し「実質的支配者となるべき者の申告書」に必要な資料を添付して、「設立する法人の実質的支配者の氏名、住居及び生年月日」と、「実質的支配者が暴力団員又は国際テロリストに該当するか否か」を申告する必要があり、嘱託人が実質的支配者について申告しなかった場合、又は、実質的支配者が暴力団員又は国際テロリストに該当する場合は、定款の認証を受けることができません。

改正公証人法施行規則

第十三条の四　公証人は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第百五十五条の規定による定款の認証を行う場合には、嘱託人に、次の各号に掲げる事項を申告させるものとする。

一　法人の成立の時にその実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第四号に規定する者をいう。）となるべき者の氏名、住居及び生年月日

二　前号に規定する実質的支配者となるべき者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（次項において「暴力団員」という。）又は国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）若しくは同法第四条第一項の規定による指定を受けている者（次項において「国際テロリスト」という。）に該当するか否か

２　公証人は、前項の定款の認証を行う場合において、同項第一号に規定する実質的支配者となるべき者が、暴力団員又は国際テロリストに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならない。

「実質的支配者となるべき者の申告書」の記入方法と添付資料は次のとおりです。

１．公証人役場・公証人、嘱託人の住所・氏名

（株式会社・一般社団／一般財団法人　共通）

実質的支配者となるべき者の申告書
（公証役場名） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　公証人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿 （商号）　の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申告する。 平成　　年　　月　　日 ■ 嘱託人住所　■ 嘱託人氏名（署名押印又は記名押印） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※　公証人の氏名欄は「認証担当公証人」でも可。

※　嘱託人は、定款作成者。（定款に作成者として記名押印した者）

※　嘱託人が押印する印鑑は認印でも可。

※　定款認証（公証人との面談）以前に提出。

　　ＦＡＸ送信も可。（この場合、原本は提出しなくても良い）

２．実質的支配者となるべき者の該当事由

（株式会社）

実質的支配者となるべき者の該当事由
□　❶　設立する会社の議決権の総数の５０％を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。）：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）１１条２項１号参照 □　❷　❶に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の２５％を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が設立する会社の議決権の総数の５０％を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。）：犯収法施行規則１１条２項１号参照 □　❸　❶及び❷のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者：犯収法施行規則１１条２項２号参照 □　❹　❶、❷及び❸のいずれにも該当する者がいない場合は、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者：犯収法施行規則１１条２項４号参照

（一般社団／一般財団　法人）

実質的支配者となるべき者の該当事由
□　❶　出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者： 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）１１条２項３号ロ参照 □　❷　❶に該当する者がいない場合は、設立する法人を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者：犯収法施行規則１１条２項４号参照

※　次ページのとおり、実質的支配者となるべき者を選択し、左側の□にチェックする。

【参考】実質的支配者の例

	株式会社	一般社団／一般財団　法人		実質的支配者
1	設立する会社の議決権の総数の５０％を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者がいる （この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く）		**YES** →	当該発起人
	NO　↓			
2	１に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の２５％を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者がいる （この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く）		**YES** →	当該発起人 複数の場合は全員
	NO　↓			
3	１及び２のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者がいる	出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者がいる	**YES** →	当該創業者等
	NO　↓	**NO　↓**		
4	１、２及び３のいずれにも該当する者がいない	３に該当する者がいない	**YES** →	代表取締役又は代表理事全員

※　法人が発起人の場合の間接保有の例

甲（個人）　→　議決権１０％分出資　→

甲（個人）　→　A 社（甲が 50%超の議決権を保有する法人）　→　議決権２０％分出資　→　新会社

A 社は甲が議決権を 50%超保有するため、甲の支配法人になります。
甲は、新会社の議決権を「直接１０％＋間接２０％＝合計３０％」保有することになるので新会社の実質的支配者になります。

３．実質的支配者となるべき者の本人特定事項等

（株式会社）

<table>
<tr><th colspan="6">実質的支配者となるべき者の本人特定事項等</th><th>暴力団員等該当性</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住居</td><td rowspan="2"></td><td>国籍等</td><td>日本・その他
（　　）</td><td>性別</td><td>男・女</td><td rowspan="4">（暴力団員等に）
該当
・
非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生年
月日</td><td rowspan="2">(昭和・平成・西暦)
年　　月　　日生</td><td rowspan="2">議決権
割合</td><td rowspan="2">%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">氏名</td><td>よみ</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">実質的支配者
該当性の根拠資料</td><td colspan="2">定款・定款以外の資料・
なし</td></tr>
</table>

※　「議決権割合」欄は、２５%超の議決権を有する者のみ記載する。

（一般社団／一般財団　法人）

<table>
<tr><th colspan="6">実質的支配者となるべき者の本人特定事項等</th><th>暴力団員等該当性</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住居</td><td rowspan="2"></td><td>国籍等</td><td>日本・その他
（　　）</td><td>性別</td><td>男・女</td><td rowspan="4">（暴力団員等に）
該当
・
非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生年
月日</td><td colspan="3" rowspan="2">(昭和・平成・西暦)
年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td rowspan="2">氏名</td><td>よみ</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">実質的支配者
該当性の根拠資料</td><td colspan="2">定款・定款以外の資料・
なし</td></tr>
</table>

※　「住居、氏名」欄には、該当者全員を記載する。
上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。「よみ」は、カタカナで記載する。

※　実質的支配者となるべき者が暴力団員又は国際テロリストのいずれにも該当しない場合には、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を○で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を○で囲む。

※　「国籍等」欄は、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を（　）内に記載する。

※　「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、定款に議決権割合を確認することができる記載がある場合は定款を〇で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。

【参考】実質的支配者となるべき者の該当根拠資料の例

	株式会社	一般社団／ 一般財団法人		該当性の 根拠資料
1	定款に、議決権割合や設立時（代表）取締役が記載されており、その記載によって実質的支配者を特定することができる場合	定款に、代表理事が記載されており、その記載によって実質的支配者を特定することができる場合	→	定款
	実質的支配者に我当する発起人が事業経営を実施的に支配する意思又は能力が無いことが明らかな場合		→	支配意思又は能力がいないことを証明する資料
2	融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者がいる場合	融資、取引その他の関係を通じて、設立する法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者がいる場合	→	定款　＋ 当該自然人と設立する法人との関係を証明する資料

※　定款に実質的支配者となるべき者の該当性根拠の記載があれば、その他の資料は不要。
（定款以外の具体的な資料が必要な場合は、事前に公証人に相談。）

※　間接保有の場合は、株主名簿・代表者の説明書等を提出する。
これらの資料は、代表者の記名押印し印鑑証明書を添付する。写しも可。

※　申告書には、実質的支配者となるべき者の本人特定事項（氏名、住居及び生年月日）が明らかになる資料も添付する。

※　実質的支配者となるべき者の本人特定資料の例
自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード等の写し等
（発起人が実質的支配者の場合は、印鑑証明書＋特定資料等の写しが必要）
法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し

本人特定資料をコピーして FAX 送信した場合、不鮮明なため証明書として認められない場合がある。メールに添付して送信できる場合もあるので、具体的な提供方法は公証人に確認。

【参考】申請用総合ソフトへの入力方法

※　氏名欄に入力する文字は、漢字又はアルファベット。外字及び簡体字は不可。
※　氏名の表示は旅券のとおり入力。よみがなはカタカナで入力。

【参考】認証後の定款と申告受理証明書（電子定款の場合）

認証済電子定款は、定款(PDF)と認証文(XML)をセットした情報として交付され、認証文は【別紙１】のように記載される。

電子定款の謄本（同一の情報の提供）は、定款（PDF）を印刷した書面に【別紙２】を付して交付され、認証文を印刷した書面【別紙１】は交付されない。
よって、電子定款の謄本（同一の情報の提供）には、「嘱託人が実質的支配者として特定の者を申告した旨及び同人が暴力団員等ではない旨を申告した」の記載がないので、これを補完する書面として、嘱託人が提出した実質的支配者となるべき者の申告書の写しに【別紙３】を付した証明書１通が交付される。

定款(PDF)と認証文(XML)の両方を印刷した書面に証明文を付して電子定款の謄本（同一の情報の提供）として交付している事例もあるが、京都では認証文は添付されない。

嘱託人（定款作成代理人）は、複数の受理証明書が必要な場合、又は後日受理証明書が必要になった場合、【別紙４】に申告書の写しを付した証明書の交付を受けることもできる。

後日再交付を受ける場合、申告書の原本の提出が必要な場合もある。事前に、公証人に確認。

【別紙１】

司法書士が定款作成代理人（嘱託人）として定款認証嘱託をした場合の電子定款の認証文の例

電磁的記録の認証

申請番号：

認証日：

登録管理番号：

公証人：

所属法務局：

公証役場：

認　証　文

嘱託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が〇〇〇〇及び〇〇〇〇である旨並びに同人らが暴力団員等でない旨を申告した。嘱託人は、嘱託人がこの電磁的記録に記録された情報について電子署名をしたことを自認する旨を本職の面前で陳述した。よって、この定款を認証する。

平成３１年1月２１日　司法書士武田事務所／京都

【別紙２】

電子定款謄本の認証文の例

同一の情報の提供

提供の日付：

公証人：

所属法務局：

公証役場：

請求対象の登簿管理番号：

請求対象の文書種別：

請求対象の認証日：

請求対象の処理公証人：

所属法務局：

公証役場：

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

平成３１年1月２１日　司法書士武田事務所／京都

【別紙３】

申告受理及び認証証明書

平成　　年　　月　　日

定款認証嘱託人

〇〇〇〇　　殿

〇〇地方法務局所属

公証人　　〇〇〇〇

電話

申告受理及び認証証明書

本公証人は、株式会社〇〇〇〇の定款（電磁的記録）を認証するに当たり、嘱託人から、実質的支配者となるべき者として別紙「申告書」（写し、申告書とともに提出された資料の写しを含む。）記載のとおり申告を受け、審査の結果、公証人法第６２条の６第４項において準用する同法第２６条の嘱託拒否事由が認められないと判断して、別紙「電磁的記録の認証」記載のとおり認証したことを証明する。

【別紙４】

申告受理証明書

平成　　年　　月　　日

定款認証嘱託人

〇〇〇〇　　殿

〇〇地方法務局所属

公証人　　〇〇〇〇

電話

申告受理証明書

本公証人は、株式会社〇〇〇〇の原始定款を下記のとおり認証するに当たり、その嘱託人である貴殿から、添付申告書（写し）記載のとおりの申告を受理したことを証明する。

記

設立予定法人名

登録番号

認証日

認証担当公証人

所属法務局

公証役場（所在地、電話番号）